

令和 7 年 10 月 21 日

公告書

株式会社サン・テス

代表取締役 高山 定晃

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号）
（以下「条例」という。）第 23 条第 2 項の規定に基づき説明会の実施状況の概要を作成いたしましたので、公告します。

1. 事業計画者の名称、代表者氏名、及び主たる事業所の所在地

名称	株式会社サン・テス
代表者の氏名	代表取締役 高山 定晃
主たる住所	三重県松阪市肥留町 385-1
連絡先	0598-56-9777

2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地	三重県松阪市肥留町 385 番地 1
処理施設の種類の	破砕施設
処理能力及び処理する 産業廃棄物の種類の	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（既存） 1.54t/8h（日） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）（追加） 2.37t/8h（日） 金属くず（追加） 2.62 t /8h（日） ※上記産業廃棄物は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3. 説明会の実施状況の概要の縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	① 株式会社サン・テス ② 小野江公民館（三重県松阪市小野江町 380 番地 1）
縦覧の開始予定日	令和 7 年 10 月 21 日
縦覧時間	① 9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分 （土曜日、日曜日、祝日を除く） ② 9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分 （月曜日を除く）

4. 説明会の開催をした日時及び場所並びに参加人数

日時	令和 7 年 10 月 21 日 13：00～14：00
場所	小野江公民館（三重県松阪市小野江町 380 番地 1）
人数	0 人

5. 意見の提出期限、提出先

提出期限	令和7年11月20日
提出先	〒515-2105 三重県松阪市肥留町 385-1 株式会社サン・テス
提出方法	持参または郵送（提出期限日必着）による
様式	規定なし※

※意見書には意見書の住所、氏名、本事業との関係性（計画事業所から20m以内の土地所有者、100m以内の住居者の別）、計画事業者、事業所所在地、廃棄物の処理施設の種類の明示すること。

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び再提出先等については、弊社ホームページ（ https://santes2081.wixsite.com/mysite ）に掲載します。